

はじめに

未曾有の被害を生んだ阪神・淡路大震災は、天災であるとともに社会的弱者を支える社会構造の脆弱さからくる人災であるとの指摘もされました。

我々社会福祉協議会の関係者は、現在、震災前の地域福祉活動を点検しつつ、この点での指摘を真摯に受けとめ、復旧、復興活動に全力を尽くしています。

それは、震災から二年たった今もなお、生活再建に向けて社会的支援を必要とする多くの被災者とその現実の生活が、我々に問題を提起し続けているからです。

社会福祉協議会は、これらのトータルな問題解決に対してあまりにも微力であることを感じつつも、我々の持ち場で精一杯の活動を展開しています。

この冊子は、その活動内容を震災の年の4月から一年間の活動記録としてまとめました。社会福祉面での支援活動はますますその重要性を増しており、この冊子の作成も一年遅れとなりました。

復旧、復興にかかわる社会福祉協議会活動の多くは、全国の関係者による財政的支援にもとづいて進められています。これら支援してくださった方々に、震災の復旧、復興期において社会福祉協議会の社会的使命として、何ができ、何ができなかったのかを、この記録を通じて感謝とともにご報告させていただきます。

震災から二年目の日に

1997. 1. 17

兵庫県社会福祉協議会
阪神・淡路大震災社会福祉復興本部
神戸市社会福祉協議会

本冊子の読み方

1. 記録の分類・編集－4類型－

兵庫県内の被災地支援にかかわる状況をもとづき4つに分類し編集した。

分類方法は、被災地として**(1) 神戸市社協、区社協の活動、(2) 神戸市以外の被災地－阪神・東播磨・淡路地域の市町社協の活動－**の2分類。それと、**(3) 被災地ではないが、仮設住宅が設置され、被災者が移住した地域の市町社協、及び(4) それら以外の市郡町社協**である。

ただし、(2)における淡路地域においては淡路島全域が被災地指定を受けているが、南部地域は被災状況が比較的軽微なため、今回の記録には掲載されていない。それらの地域は地元への対策とともに、むしろ島内の他町の仮設住宅支援を実施していることをお断わりしておく。

(4)の市町社協については、郡(地区)社協単位で仮設住宅設置地域への支援が実施された。よって、この記録としては郡(地区)社協の活動記録として掲載されている。また、この(4)の支援活動は、県内においても支援者として位置付けられているため、その活動財源は市町社協の自主財源、地元住民の寄付で実施されている。

2. 記録の方法・様式

1) 記録の期間

記録の期間は1995. 4. 1～1996. 3. 31の一年間の記録である。

2) 記録の方法

記録の方法は、各社協の報告につき、**(1) 自由執筆、(2) 事業全体概要、(3) ふれあいセンターの概況**(ふれあいセンター設置地域のみ)の3部構成となっている。

(1) の自由執筆は、全体の活動を記述するのではなく、活動の一部をとりあげ、活動記録を記者にリアルに感じてもらうための記述として記録をお願いした。

(2) の事業全体概要は、全体を簡潔に理解していただくため、表形式で記載をお願いした。ただし、神戸市内の区社協においては、ボランティアセンター事業の立ちあげそのものが復興活動に位置づいているため、その年度のほとんどの区社協事業が記載されている。他の阪神、東播磨、淡路地域の社協においては、震災前から実施されていた事業は、復興活動に関連しつつも厳密に記載から除外している。

また、社協の復興関連事業では生活福祉資金の特別貸付け事務も重要な事業であるが、この冊子では記述していない。

(3) のふれあいセンターの概況は、とくに、仮設住宅支援において仮設居住者の交流スペースである「ふれあいセンター」そのものを直接、間接に社協が運営支援している関係上、特記事項として記録をお願いした。

3. 兵庫県社協社会福祉復興本部事業一年目の記録について

兵庫県社協阪神・淡路大震災社会福祉復興本部の一年目の全体の取組みとしては、すでに「大震災と社協」「アシストー被災地社協応援ニュースの記録ー」「活動推進部事業報告（ともに兵庫県社協発行）に詳しく記載されているのでこの冊子では割愛した。

(c)1997神戸市社会福祉協議会, 兵庫県社会福祉協議会阪神・淡路大震災社会福祉復興本部 (デジタル化：神戸大学附属図書館)